

【 住宅改修費支給申請書の事前申請に伴う承諾書 】

私 \_\_\_\_\_（本人）は、現在

- 要介護認定を新規申請中
- 病院に入院中（ \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日退院予定）
- 施設等に入所中（ \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日退所予定）

ですが、住宅改修費支給申請書の事前申請（以下「申請」という。）に当たり、下記の（１）又は（２）に該当した場合には、介護保険法に基づく住宅改修費の支給の対象とならないため、申請を取り下げ、既に施工された住宅改修（未完成の場合も含む。）に係る費用の１～３割相当額（自己負担分）だけではなく、その全額を自費で事業者にお支払いすることを承諾します。

（１）要介護認定の結果、非該当であった場合

（２）事情により、退院又は退所ができなかった場合

令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

住 所 \_\_\_\_\_調布市\_\_\_\_\_

被保険者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

【住宅改修費の事前申請を急ぐ理由】

## 住宅改修費支給申請書の事前申請に伴う承諾書

### 記入時の注意事項

- (1) 住宅改修費は在宅サービスのため、被保険者が病院に入院又は施設等へ入所している場合には、原則として住宅改修費の申請はできません。申請は自宅へ戻られてからとなります。
- (2) 住宅改修を希望される方が、要介護認定を新規申請中の場合には、原則として認定結果が出るまでは住宅改修費の申請はできません。
- (3) 上記のいずれかに該当し住宅改修費の申請ができない場合でも、やむを得ない事情があると市が認めた場合には、例外的に申請できることもありますので、やむを得ない事情があると思われる場合には、ご本人（ご家族やケアマネージャーからでも可能）から下記までご相談ください。

なお、例外的に申請することを認められた場合には、「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書事前申請」に本書「住宅改修費支給申請書の事前申請に伴う承諾書」の原本を添付し、ご申請ください。

#### 【お問合せ】

調布市 福祉健康部 高齢者支援室  
介護保険担当 介護給付係 住宅改修担当  
電話：042-481-7321  
FAX：042-481-7028